

令和5年12月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表②

(12月12日追加提出分)

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 6 8 号	宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	1
議案第 6 9 号	特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例	2
議案第 7 0 号	宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の給与に関する条例	3
議案第 7 1 号	宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例	10
		宇治市職員の育児休業等に関する条例	15

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第72号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	17
議案第73号	宇治市手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市手数料条例	18
議案第74号	宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市国民健康保険条例	20

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(市長等の給与)</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(市長等の給与)</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第16条の2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u> 」とあるのは、「<u>100分の67.5</u> 」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第17条の2・第17条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。</p>	<p>第1条～第16条の2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u> 」とあるのは、「<u>100分の68.75</u> 」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第17条の2・第17条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第18条～第27条 (略)</p>	<p>次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第18条～第27条 (略)</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行										改正案										
別表第1(第3条、第3条の2、第4条関係)										別表第1(第3条関係)										
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	152,000	201,000	237,300	269,300	294,400	323,200	367,500	413,200	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	164,100	210,600	243,900	275,000	299,100	327,200	370,100	415,500	
	2	153,100	202,900	238,900	271,100	296,600	325,400	370,100	415,700		2	165,300	212,300	245,400	276,600	301,200	329,400	372,700	417,900	
	3	154,300	204,700	240,400	272,600	298,700	327,800	372,500	418,200		3	166,500	214,100	246,900	278,200	303,300	331,600	375,200	420,400	
	4	155,500	206,500	242,000	274,400	300,700	330,000	375,200	420,600		4	167,600	215,600	248,300	279,800	305,200	333,600	377,600	422,800	
	5	156,600	208,000	243,300	276,100	302,600	332,200	377,100	422,500		5	168,700	217,100	249,500	281,300	307,000	335,700	379,500	424,800	
	6	157,700	209,800	245,000	278,000	304,600	334,200	379,600	424,900		6	169,800	218,900	251,100	283,000	308,800	337,700	382,000	426,900	
	7	158,800	211,700	246,500	279,800	306,400	336,500	381,900	427,000		7	170,900	220,600	252,600	284,800	310,500	339,600	384,400	429,000	
	8	159,900	213,500	248,000	281,800	308,000	338,700	384,500	429,200		8	172,000	222,400	254,100	286,700	312,100	341,500	386,900	431,300	
	9	160,900	215,100	249,100	283,700	309,900	340,600	386,900	431,300		9	173,000	223,900	255,200	288,400	313,700	343,500	389,300	433,200	
	10	162,300	216,900	250,600	285,700	312,300	342,900	389,600	433,400		10	174,500	225,400	256,600	290,300	315,900	345,500	392,000	435,300	
	11	163,700	218,800	252,100	287,700	314,500	344,900	392,300	435,500		11	175,800	226,900	258,100	292,100	318,100	347,500	394,600	437,400	
	12	165,000	220,600	253,400	289,600	316,800	347,100	395,000	437,600		12	177,100	228,400	259,400	293,900	320,200	349,500	397,200	439,400	
	13	166,200	222,000	254,900	291,500	319,000	348,900	397,400	439,400		13	178,300	229,700	260,700	295,800	322,200	351,400	399,600	441,100	
	14	167,700	223,800	256,200	293,300	321,100	351,000	399,800	441,200		14	179,800	231,100	262,000	297,400	324,200	353,400	401,900	442,900	
	15	169,200	225,500	257,500	294,900	323,300	353,000	402,000	443,200		15	181,400	232,500	263,200	298,800	326,100	355,300	404,100	444,800	
	16	170,800	227,300	258,700	296,300	325,400	355,000	404,400	445,200		16	183,000	233,900	264,400	300,200	328,100	357,200	406,400	446,700	
	17	171,900	229,000	260,000	298,100	327,400	356,700	406,200	447,200		17	184,100	235,300	265,600	301,700	330,000	359,000	408,300	448,600	
	18	173,400	230,700	261,400	300,100	329,400	358,800	408,300	449,000		18	185,500	236,900	266,900	303,800	332,000	361,000	410,200	450,400	
	19	174,800	232,300	262,900	302,300	331,400	360,600	410,200	450,800		19	186,900	238,500	268,200	305,800	333,900	362,800	412,100	452,200	
	20	176,200	233,800	264,400	304,300	333,400	362,500	412,000	452,500		20	188,300	239,900	269,500	307,600	335,900	364,700	413,900	453,900	
	21	177,500	235,100	266,000	306,200	335,200	364,400	413,900	454,300		21	189,700	241,100	271,000	309,300	337,600	366,700	415,800	455,800	
	22	180,000	236,800	267,700	308,300	337,300	366,300	415,800	455,900		22	192,000	242,700	272,500	311,300	339,600	368,600	417,600	457,300	
	23	182,600	238,400	269,300	310,400	339,300	368,400	417,600	457,300		23	194,200	244,200	274,100	313,200	341,600	370,500	419,400	458,700	

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行										改正案									
24	185,100	239,900	270,900	312,500	341,400	370,300	419,500	458,800		24	196,400	245,600	275,600	315,000	343,600	372,400	421,200	460,200	
25	187,600	240,900	272,800	314,200	342,900	372,300	421,300	460,200		25	198,700	246,700	277,200	316,700	345,000	374,300	422,800	461,600	
26	189,300	242,400	274,600	316,300	344,800	374,200	422,800	461,500		26	200,400	248,200	279,000	318,800	346,900	376,300	424,400	462,900	
27	190,900	243,700	276,300	318,400	346,700	376,300	424,400	462,800		27	201,900	249,500	280,600	320,800	348,800	378,200	425,900	464,300	
28	192,600	244,900	278,000	320,400	348,600	378,300	426,000	464,100		28	203,400	250,700	282,200	322,700	350,800	380,100	427,400	465,500	
29	194,200	246,100	279,700	322,100	350,200	379,800	427,600	465,100		29	204,900	251,800	283,800	324,400	352,400	381,600	428,900	466,500	
30	195,900	247,200	281,400	324,100	352,200	381,600	428,900	465,800		30	206,400	252,800	285,300	326,500	354,300	383,500	430,200	467,200	
31	197,700	248,200	283,200	326,300	354,100	383,500	430,200	466,600		31	207,800	253,800	286,900	328,500	356,100	385,300	431,600	468,000	
32	199,400	249,200	284,700	328,400	355,900	385,100	431,500	467,300		32	209,200	254,700	288,400	330,500	357,900	386,900	432,800	468,700	
33	201,000	250,300	285,900	329,600	357,800	386,900	432,700	468,000		33	210,600	255,600	289,500	331,700	359,800	388,600	434,000	469,400	
34	202,500	251,200	287,700	331,600	359,700	388,300	434,000	468,800		34	211,900	256,500	291,100	333,700	361,600	390,000	435,300	470,200	
35	204,000	252,100	289,300	333,500	361,500	389,800	435,300	469,500		35	213,200	257,300	292,600	335,700	363,300	391,500	436,600	470,900	
36	205,500	253,100	291,000	335,700	363,200	391,500	436,500	470,100		36	214,600	258,100	294,200	337,700	365,000	392,900	437,800	471,600	
37	206,800	254,000	292,600	337,600	364,600	392,900	437,700	470,600		37	215,900	258,800	295,600	339,600	366,400	394,300	439,100	472,100	
38	208,100	255,400	294,400	339,500	365,900	394,100	438,500	471,300		38	217,100	259,900	297,200	341,500	367,800	395,500	439,900	472,700	
39	209,300	256,600	296,200	341,500	367,400	395,300	439,400	471,900		39	218,300	261,100	298,800	343,500	369,100	396,700	440,700	473,300	
40	210,700	257,900	298,000	343,500	368,800	396,400	440,200	472,500		40	219,400	262,300	300,400	345,400	370,500	397,700	441,500	473,900	
41	212,000	259,300	299,500	345,400	370,100	397,500	440,800	473,000		41	220,500	263,500	301,900	347,200	371,600	398,900	442,100	474,400	
42	213,300	260,700	301,200	347,300	371,000	398,800	441,500	473,500		42	221,700	264,700	303,600	349,100	372,500	400,100	442,800	474,900	
43	214,600	261,900	302,800	349,100	372,100	400,000	442,200	473,900		43	222,700	265,800	305,100	351,000	373,500	401,200	443,500	475,300	
44	215,900	263,100	304,400	351,100	373,200	401,100	442,900	474,200		44	223,700	266,900	306,600	352,800	374,700	402,300	444,200	475,600	
45	217,000	264,200	306,000	352,600	374,000	401,800	443,700	474,500		45	224,600	268,000	308,200	354,300	375,500	403,000	445,000	475,900	
46	218,300	265,400	307,700	354,000	375,000	402,500	444,500		46	225,500	269,100	309,800	355,700	376,400	403,700	445,800			
47	219,600	266,700	309,300	355,500	375,900	403,200	444,900		47	226,400	270,300	311,500	357,100	377,300	404,400	446,200			
48	220,900	267,800	311,100	357,000	376,800	403,900	445,600		48	227,300	271,300	313,000	358,700	378,100	405,100	446,900			
49	222,000	268,900	312,000	358,700	377,700	404,500	446,100		49	228,200	272,300	313,900	360,200	378,900	405,700	447,500			
50	223,100	270,000	313,500	359,500	378,500	405,100	446,500		50	229,100	273,300	315,400	361,000	379,700	406,300	447,900			
51	224,100	271,200	315,000	360,700	379,300	405,600	446,900		51	230,100	274,300	316,900	362,000	380,500	406,900	448,300			

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行										改正案									
52	225,100	272,300	316,600	361,700	380,100	406,000	447,400			52	231,000	275,200	318,600	363,000	381,200	407,300	448,700		
53	226,100	273,300	318,300	362,600	380,800	406,400	447,800			53	231,800	276,100	320,200	363,900	381,900	407,700	449,100		
54	227,000	274,300	319,900	363,700	381,500	406,700	448,200			54	232,700	277,000	321,800	365,000	382,700	408,000	449,500		
55	227,900	275,400	321,500	364,600	382,200	407,100	448,600			55	233,600	278,000	323,300	365,900	383,400	408,300	449,900		
56	228,800	276,500	323,000	365,700	383,000	407,400	448,900			56	234,400	278,900	324,800	367,000	384,100	408,600	450,200		
57	229,100	277,400	324,500	366,700	383,500	407,700	449,200			57	234,700	279,800	326,300	367,900	384,600	408,900	450,500		
58	229,900	278,500	325,700	367,400	384,100	408,000	449,600			58	235,500	280,700	327,500	368,600	385,200	409,200	450,900		
59	230,700	279,400	327,000	368,100	384,700	408,300	449,900			59	236,200	281,600	328,600	369,300	385,800	409,500	451,200		
60	231,400	280,500	328,200	368,800	385,400	408,600	450,200			60	236,800	282,500	329,700	369,900	386,500	409,800	451,500		
61	232,100	281,600	328,900	369,200	385,800	408,900	450,500			61	237,400	283,500	330,400	370,300	386,900	410,100	451,800		
62	232,900	282,600	329,800	369,800	386,500	409,200				62	238,200	284,500	331,300	370,900	387,600	410,400			
63	233,600	283,500	330,600	370,500	387,100	409,500				63	238,800	285,400	332,100	371,600	388,200	410,700			
64	234,200	284,500	331,400	371,200	387,700	409,800				64	239,300	286,400	332,900	372,300	388,800	411,000			
65	234,800	285,000	332,300	371,500	388,100	410,100				65	239,800	286,900	333,700	372,600	389,200	411,300			
66	235,400	285,900	332,700	372,200	388,700	410,400				66	240,300	287,600	334,100	373,300	389,800	411,600			
67	236,000	286,700	333,400	372,900	389,300	410,700				67	240,800	288,300	334,800	374,000	390,400	411,900			
68	236,800	287,600	334,200	373,600	389,900	411,000				68	241,400	289,200	335,500	374,700	391,100	412,200			
69	237,500	288,600	335,100	373,900	390,300	411,200				69	241,900	290,200	336,300	375,000	391,500	412,400			
70	238,100	289,400	335,800	374,500	390,900	411,500				70	242,400	291,000	337,000	375,600	392,000	412,700			
71	238,600	290,200	336,500	375,300	391,400	411,800				71	242,900	291,800	337,700	376,300	392,500	413,000			
72	239,300	291,000	337,200	375,900	392,000	412,100				72	243,400	292,600	338,300	376,900	393,100	413,200			
73	240,000	291,800	337,700	376,200	392,300	412,300				73	243,900	293,300	338,800	377,200	393,400	413,400			
74	240,600	292,300	338,300	376,800	392,700	412,600				74	244,400	293,800	339,400	377,800	393,800	413,700			
75	241,200	292,700	338,800	377,500	393,100	412,900				75	244,800	294,300	339,900	378,500	394,200	414,000			
76	241,700	293,200	339,400	378,100	393,500	413,100				76	245,300	294,700	340,500	379,100	394,600	414,200			
77	242,300	293,400	339,700	378,500	393,800	413,300				77	245,900	294,900	340,800	379,500	394,900	414,400			
78	243,000	293,700	340,200	379,000	394,100	413,600				78	246,400	295,200	341,300	380,000	395,200	414,700			
79	243,700	293,900	340,600	379,600	394,400	413,900				79	246,900	295,400	341,700	380,600	395,500	415,100			

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行										改正案									
80	244,200	294,400	341,100	380,100	394,700	414,100				80	247,400	295,700	342,100	381,100	395,700	415,300			
81	244,700	294,600	341,500	380,600	394,900	414,300				81	247,800	295,900	342,600	381,600	395,900	415,500			
82	245,300	294,800	342,000	381,200	395,200	414,600				82	248,300	296,100	343,100	382,200	396,200	415,800			
83	246,000	295,200	342,600	381,700	395,500	415,000				83	248,700	296,400	343,600	382,800	396,500	416,100			
84	246,500	295,500	343,100	382,000	395,700	415,200				84	249,100	296,600	344,100	383,100	396,700	416,300			
85	247,000	295,800	343,400	382,400	395,900	415,400				85	249,500	296,900	344,400	383,500	396,900	416,500			
86	247,600	296,100	343,800	383,000	396,200					86	249,900	297,200	344,800	384,000	397,200				
87	248,200	296,400	344,300	383,400	396,500					87	250,300	297,500	345,300	384,400	397,500				
88	248,700	296,800	344,700	383,800	396,700					88	250,700	297,800	345,700	384,800	397,700				
89	249,200	297,100	345,000	384,200	396,900					89	251,100	298,100	346,000	385,200	397,900				
90	249,700	297,500	345,400	384,700	397,200					90	251,600	298,500	346,400	385,700	398,200				
91	250,000	297,800	345,900	385,100	397,500					91	251,900	298,800	346,900	386,100	398,500				
92	250,400	298,200	346,300	385,500	397,700					92	252,200	299,200	347,300	386,500	398,800				
93	250,700	298,400	346,500	385,800	397,900					93	252,500	299,400	347,500	386,800	399,000				
94		298,600	346,900	386,300						94		299,600	347,900	387,300					
95		298,900	347,400	386,700						95		299,900	348,400	387,700					
96		299,300	347,800	387,100						96		300,300	348,800	388,100					
97		299,500	348,000	387,400						97		300,500	349,000	388,400					
98		299,800	348,400	387,900						98		300,800	349,400	388,900					
99		300,200	348,800	388,300						99		301,200	349,800	389,300					
100		300,600	349,100	388,700						100		301,600	350,100	389,700					
101		300,800	349,400	389,000						101		301,800	350,500	390,000					
102		301,100	349,800							102		302,200	350,900						
103		301,500	350,200							103		302,600	351,300						
104		301,800	350,700							104		302,900	351,700						
105		302,000	351,200							105		303,100	352,200						
106		302,400	351,600							106		303,400	352,600						
107		302,800	352,000							107		303,800	353,000						

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行										改正案										
	108		303,100	352,400							108		304,100	353,400						
	109		303,300	352,900							109		304,300	353,900						
	110		303,700	353,300							110		304,700	354,300						
	111		304,100	353,600							111		305,100	354,600						
	112		304,400	353,900							112		305,400	354,900						
	113		304,600	354,400							113		305,600	355,400						
	114		304,800								114		305,800							
	115		305,100								115		306,100							
	116		305,500								116		306,500							
	117		305,700								117		306,700							
	118		305,900								118		306,900							
	119		306,200								119		307,200							
	120		306,500								120		307,500							
	121		306,900								121		307,900							
	122		307,100								122		308,100							
	123		307,400								123		308,400							
	124		307,700								124		308,700							
	125		308,000								125		309,000							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800				191,100	218,900	259,400	279,000	294,400	320,200	362,500	396,100

別表第2 (略)

別表第2 (略)

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第7条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、平均給与額に<u>100分の116.25</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第9条～第16条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、平均給与額に<u>100分の116.25</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第18条～第24条 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、平均給与額に<u>100分の118.75</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第9条～第16条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、平均給与額に<u>100分の118.75</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第18条～第24条 (略)</p>

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(給与その他の給付の種類)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与その他の給付の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当</u>、退職手当及び旅費とする。</p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与その他の給付の種類は、給料、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び退職手当に相当する報酬、<u>期末手当</u>並びに通勤手当及び旅費に相当する費用弁償とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給与の支給方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(給与その他の給付の種類)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与その他の給付の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当、勤勉手当</u>、退職手当及び旅費とする。</p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与その他の給付の種類は、給料、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び退職手当に相当する報酬、<u>期末手当、勤勉手当</u>並びに通勤手当及び旅費に相当する費用弁償とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給与の支給方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、第8条の2第1項に規定する基準日に属する月において規則で定める日に支給する。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p>

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第8条 6月1日及び12月1日(以下 <u>これらの日を「基準日」という。)</u>にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。第5項において同じ。)に、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、平均給与額に<u>100分の118.75</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第8条 6月1日及び12月1日(以下この条、第14条第3項及び第17条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。第5項において同じ。)に、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、平均給与額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p>第8条の2 6月1日及び12月1日(以下この条、第14条第4項及び第17条の2においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。第4項において同じ。)に、<u>当該フルタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、勤勉手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>勤勉手当の額は、前条第3項の平均給与額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額は、当該平均給与額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。</u></p> <p>3 <u>前条第4項の規定は、前項の平均給与額について準用する。</u></p> <p>4 <u>給与条例第17条の2及び第17条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る支給の制限及び一時差止めについて準用する。</u></p>

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第9条～第13条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の給与その他の給付の支給方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第15条・第16条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、平均給与額に<u>100分の118.75</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第9条～第13条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の給与その他の給付の支給方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日に属する月において規則で定める日に支給する。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>第15条・第16条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、平均給与額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p>第17条の2 <u>基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。第4項において同じ。)</u>に、当該パートタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、勤勉手当を支給する。</p> <p>2 <u>勤勉手当の額は、前条第3項の平均給与額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額は、当該平均給与額に100分の102.5を乗じて得</u></p>

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
第18条～第24条 (略)	<p><u>た額を超えてはならない。</u></p> <p><u>3 前条第4項の規定は、前項の平均給与額について準用する。</u></p> <p><u>4 給与条例第17条の2及び第17条の3の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る支給の制限及び一時差止めについて準用する。</u></p> <p>第18条～第24条 (略)</p>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条の2 (略)</p> <p>(期末手当等の支給)</p> <p>第5条の3 宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業 _____を _____をしている職員(同条例の適用を受ける職員をいう。以下この条及び第9条において同じ。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 宇治市職員の給与に関する条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業 _____をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第9条 職員が _____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、宇治市職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない時間1時間につき、宇治市職員の給与に関する条例第16条に規定する勤務1時間当</p>	<p>第1条～第5条の2 (略)</p> <p>(期末手当等の支給)</p> <p>第5条の3 宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)第17条第1項に規定するそれぞれの基準日又は宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年宇治市条例第22号)第8条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____の _____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 宇治市職員の給与に関する条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日又は宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例第8条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第9条 職員(宇治市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員をいう。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、同条例 _____第12条の規定にかかわらず、その勤務しない時間1時間につき、同条例 _____第16条に規定する勤務1時間当</p>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>たりの給与額を減額して支給する。 第10条～第12条（略）</p>	<p>たりの給与額を減額して支給する。 第10条～第12条（略）</p>

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第16条の2 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び退職手当(これらに相当する報酬を含む。)並びに期末手当とする _____。</p> <p>2 第3条、第5条の2、第6条、第8条から第11条まで、<u>第12条</u>、第15条及び第16条の2本文の規定は、それぞれ管理者が定める会計年度任用職員について準用する。この場合において、第5条の2中「給料、扶養手当及び管理職手当の合計額」とあるのは「給料(これに相当する報酬を含む。)の額」と、第15条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第18条～第20条 (略)</p>	<p>第1条～第16条の2 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び退職手当(これらに相当する報酬を含む。)並びに期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>2 第3条、第5条の2、第6条、第8条から第11条まで、<u>第12条、第13条、第15条及び前条本文</u> _____ の規定は、それぞれ管理者が定める会計年度任用職員について準用する。この場合において、第5条の2中「給料、扶養手当及び管理職手当の合計額」とあるのは「給料(これに相当する報酬を含む。)の額」と、第15条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第18条～20条 (略)</p>

宇治市手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料の種類	手数料の額	手数料の種類	手数料の額
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(新設)		(2)の2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 (電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記録されている事項を証明した書面の請求を行う場合における当該発行を除く。)	400円
(3) 除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	750円	(3) 除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	750円
(4) (略)		(4) (略)	
(新設)		(4)の2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 (電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記録されている事項を証明した書面の請求を行う場合における当該発行を除く。)	700円

宇治市手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
(5) 戸籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき350円	(5) 戸籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき350円
(6)～(37) (略)		(6)～(37) (略)	
備考 (略)		備考 (略)	

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 国民健康保険料(第11条—<u>第28条の3</u>)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第11条の2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料の基礎賦課額(第23条及び<u>第23条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び<u>第72条の3の2第1項</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 国民健康保険料(第11条—<u>第28条の4</u>)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第11条の2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料の基礎賦課額(第23条、<u>第23条の3及び第23条の4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>_____の規定による繰入金及び 国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第14条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定す</p>	<p>第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第14条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定す</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>る短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第23条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第16条第1項第1号の所得割の保険料率</p>	<p>る短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第23条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第16条第1項第1号の所得割の保険料率</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項 _____ の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>第16条の5の3～第16条の5の8 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の5の9 第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第16条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第23条及び第23条の3 _____ において同じ。)は、220,000円を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条 _____ の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p>	<p>金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>第16条の5の3～第16条の5の8 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の5の9 第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第16条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第23条、第23条の3及び第23条の4において同じ。)は、220,000円を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>_____に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条の2、第16条の5の3若しくは第16条の5の6の額又は第16条の7の額又は第23条第1項各号に定める額若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号</p> <p>_____に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し</p>	<p>それぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の4第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条の2、第16条の5の3、<u>第16条の5の6の額</u>若しくは <u>第16条の7の額</u>又は第23条第1項各号に定める額、<u>第23条の3第1項に定める第16条第1項第2号</u>若しくは第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号に定める額、第23条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>た場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。</p> <p>第20条～第22条 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同</p>	<p>た場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。</p> <p>第20条～第22条 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総</p>	<p>法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない当該世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第23条の2・第23条の3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない当該世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第23条の2・第23条の3 (略)</p> <p><u>(出産被保険者の保険料の減額)</u></p> <p>第23条の4 <u>当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</u>。</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>(1) <u>当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第28条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)</u></p> <p>(2) <u>当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7」と読み替えるものとする。</p> <p>4 <u>当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)</u></p> <p>(2) <u>当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該保険料額に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)</u></p> <p>5 <u>前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の5の3又は第16条の5の6」と読み替えるものとする。</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第24条～第28条の3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>6 <u>第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第24条～第28条の3 (略)</p> <p><u>(出産被保険者に関する届出)</u></p> <p>第28条の4 <u>出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>世帯主の氏名及び住所</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名及び住所</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>2 <u>前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第6章 罰則 第29条～第32条 (略)</p>	<p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p> <p>第6章 罰則 第29条～第32条 (略)</p>